

議 案 第 74 号

松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例及び松戸市公
営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例及び松戸市公営企業職員
の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定め
る。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員に準じ、技労職員及び公営企業職員の持ち家に係る住居手当を
廃止するため。

松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例及び松戸市公
営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

(松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年松戸
市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「、その所有に係る住宅等に居住している世帯主である職員」
を削る。

(松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年
松戸市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「、その所有に係る住宅等に居住している世帯主である職員」
を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。